



【発信日】 令和2年4月22日

【問い合わせ先】

大野市役所（1階 7番窓口）

産経建設部商工観光振興課 安達、平田

電話 0779-64-4816（課直通）

### 新型コロナウイルス感染症に関する 事業継続及び生活支援相談業務の強化について

新型コロナウイルス感染症の影響の深刻化を受け、事業や生活にお困りの方の不安解消を目的として、相談業務を強化します。

これは、市がこれまで行ってきたホームページでの情報提供や電話、窓口での相談業務を強化し、休日等にも相談業務を行うこととするほか、福井県行政書士会、大野商工会議所、大野公共職業安定所など相談機関と連携体制を構築するものです。

窓口では、国、県、市等の支援機関で各種実施されている事業継続、生活の両方にかかる支援策の相談を、相談者に寄り添いながら相談員（市職員または行政書士等）が対応します。

つきましては、不安を抱えられている多くの市民の皆様に対し、事前周知と当日の取材をお願いいたします。

#### 記

- 1 開設日 令和2年4月24日（金）午前9時から
- 2 対象者 市内に住民登録されている方、市内に事業所のある事業者
- 3 相談内容 新型コロナウイルス感染症拡大による事業所支援施策内容及び生活困窮の相談
- 4 方法等 原則として電話相談（内容をお聞きし、手続きが必要な支援機関を紹介します）

※但し、面談を希望される場合は、商工観光振興課7番窓口で対応

【大野市役所への相談（土日も実施：祝日は電話相談のみ）】

受付時間 午前9時～午後5時 期間 当面の間

0779-64-4816：商工観光振興課

0779-64-4817： 〃

0779-64-4832： 〃

0779-64-5142：福祉こども課

【福井県行政書士会への相談（平日のみ）】

受付時間 午後1時～午後3時 期間 4月27日（月）から当面の間

（事業者向け支援策、生活支援に関する相談）0776-27-7165

- 5 担当課 商工観光振興課、福祉こども課
- 6 その他 福井県行政書士会の相談期間は、市役所のものと異なることに留意願います。  
大野商工会議所等は、面談を中心として専門性のある事業者相談業務を担います。